

【地方行政委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において地方行政委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、うち1件は第129回国会で今国会に継続していたものである。2件はともに成立した。また、本委員会付託の請願5種類108件はいずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は、人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、地方公務員等の老後保障等を充実させ、あわせて地方公務員共済年金制度の長期的安定を図るため、地方公務員共済年金に係る各給付額を引き上げ、及び60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させることとし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付に係る子の年齢要件の緩和等遺族給付及び障害給付の改善の措置等を講じようとするものであり、第129回国会提出で今国会に継続となっていたものである。

委員会においては、共済年金の将来展望、高齢者雇用と年金との連携の確保、積立金運用の在り方、寒冷地手当からの保険料徴収とそれに見合った給付の必要性などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立った今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率区分の見直し、基礎控除等の引上げ等を行い、及び平成7年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて消費に広く負担を求める地方消費税を創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、地方消費税創設の意義、特別地方消費税の廃止、事業税の外形標準課税などの質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、まず大蔵委員会との連合審査会を開会し、また連合審査会公聴会を開き、地方分権推進と地域福祉充実のための地方税財源拡充の必要性、地方税体系における住民税の位置付け、地方消費税の今後の在り方などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、地方分権、地域福祉等のため、国と地方の税源配分の見直し外4項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

11月1日、野中自治大臣・国家公安委員長から、地方行財政、消防行政、警察行政等の諸施策について所信を聴取し、暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置した。

12月8日、地方行財政、消防行政、警察行政等の諸施策について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年10月6日(木)(第1回)

理事の補欠選任を行った。

地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。

○平成6年11月1日(火)(第2回)

暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

地方行財政、消防行政、警察行政等の諸施策に関する件について野中國務大臣から所信を聴いた。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第51号)(衆議院送付)

について野中自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山名靖英君から説明を聴いた後、野中自治大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成6年11月2日（水）（第3回）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第51号）（衆議院送付）

について討論の後、可決した。

（第129回国会閣法第51号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

○平成6年11月15日（火）（第4回）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

について野中自治大臣から趣旨説明を聴いた。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第3号）（衆議院送付）

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第4号）（衆議院送付）

について大蔵委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

について大蔵委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することを決定した。

また、同法律案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成6年11月16日（水）（地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会第1回）

——委員会経過の内容については、大蔵委員会を参照されたい。——

○平成6年11月21日（月）

（地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会第1回）

——委員会経過の内容については、大蔵委員会を参照されたい。——

○平成 6 年11月22日（火）（第 5 回）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）

について野中自治大臣、政府委員、大蔵省、厚生省、総務庁、文部省、外務省、社会保険庁及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成 6 年11月24日（木）（第 6 回）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）

について野中国務大臣、政府委員、大蔵省、公正取引委員会、国税庁及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第 5 号）

賛成会派 自、社

反対会派 新緑、公、共、二院

なお、附帯決議を行った。

○平成 6 年12月 8 日（木）（第 7 回）

地方行財政、消防行政、警察行政等の諸施策に関する件について野中国務大臣、政府委員、総務庁、内閣官房、文部省及び建設省当局に対し質疑を行った。

請願第15号外107件を審査した。

地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
5	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	6.10.17	6.11.11	6.11.24 可 決	6.11.25 可 決	6.10.18 税制改革 特委	6.11. 9 可 決	6.11.11 可 決	6.10.18 衆本会議趣旨説明 11.11 参本会議趣旨説明
129 -51	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	※ 衆	4. 8	10.28	11. 2 可 決	11. 2 可 決	9.30	10.27 修 正	10.27 修 正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 10.28 参本会議趣旨説明

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 地方税法の改正に関する事項

(1) 道府県民税及び市町村民税についての改正

① 個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の税率の適用区分を次のとおり改める。

(1) 道府県民税

税率	改 正 案	現 行
2 %	700万円以下の金額	550万円以下の金額
4 %	700万円を超える金額	550万円を超える金額

(2) 市町村民税

税率	改 正 案	現 行
3 %	200万円以下の金額	160万円以下の金額
8 %	200万円を超える金額	160万円を超える金額
11 %	700万円を超える金額	550万円を超える金額

② 基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額をそれぞれ2万円引き上げるとともに、白色申告者の事業専従者控除の控除限度額の引上げ等の措置を講ずる。

③ 税率の適用区分に係る改正、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額に係る改正は平成7年度から、その他の改正は平成8年度から適用する。

④ 平成7年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の額の15%相当額（当該金額が2万円を超えるときは、2万円）を軽減する定率による特別減税を実施する。

(2) 地方消費税の創設

地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて、次のとおり地方消費税を道府県税として

創設する。

- ① 地方消費税の税率は、消費税額の25%（消費税率換算で1%、消費税と地方消費税をあわせた負担率は5%）とする。

地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずることとする。

- ② 国内取引に係る地方消費税（譲渡割）については、消費税の確定申告書等を提出する義務がある事業者は、当該申告書の提出期限までに、必要な事項を記載した申告書を事務所等所在地の道府県の知事に提出し、その申告に係る譲渡割額を納付しなければならない。

なお、譲渡割の賦課徴収は、納税者の事務負担等を勘案し、当分の間、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うこととする。

- ③ 輸入取引に係る地方消費税（貨物割）の賦課徴収については、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うこととする。

- ④ 国は、譲渡割又は貨物割の納付があった場合においては、当該納付のあった月の翌々月の末日までに、譲渡割にあっては併せて納付された消費税の納税地所在の道府県に、貨物割にあっては貨物割に係る保税地域所在の道府県に、それぞれ払い込むこととする。

なお、道府県は、国に徴收取扱費を支払うこととする。

- ⑤ 道府県は、その地方消費税額について、商業統計における小売年間販売額その他の消費に関連した基準により、道府県間で清算を行うこととともに、清算後の収入の2分の1に相当する額を、各道府県内の市町村に対し、各市町村の人口及び従業者数あん分して交付することとする。

- ⑥ 地方消費税に係る改正は、平成9年4月1日から施行する。

2 地方財政法の改正に関する事項

地方税法の改正に伴う平成6年度から平成8年度までの個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずることとする。

3 地方交付税法の改正に関する事項

税制改革に伴い、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、必要な地方財源を確保するため、消費税の収入額に対する地方交付税の率を5.5%引き上げ、29.5%とする。

4 交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正に関する事項

税制改革に伴い、平成7年度以降の各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の限度額を変更する。

〔附帯決議〕

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

1. 地方分権の推進や今後の少子、高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等にかんがみ、地方団体が自主的で責任ある行財政運営を推進できるよう、自主財源である地方税源の拡充を図るため、国と地方の税源配分の見直しを検討すること。あわせて、地方団体の円滑な財政運営を確保する上で必要となる地方交付税総額の拡充を図るなど地方一般財源の充実確保に努めること。
2. 公平・公正な税制を確立し、税制に対する国民の理解と信頼を確保するため、引き続き格段の努力を行い、地方税における非課税等特別措置の在り方について、国民生活の向上に役立つ政策意図の明確なものを除き、政策目的を終えた措置や政策効果が少ないものについては、今後とも速やかに廃止・合理化等を行うこと。また、赤字法人等の課税の適正化等の観点を含め事業税における外形標準課税の導入について、積極的に検討すること。
3. 利子及び株式譲渡益に対する個人住民税の課税の在り方については、課税の公平・適正化の観点等を勘案し、見直しに努めること。あわせて、納税者番号制度の導入等所得把握の環境整備の状況などに配慮しつつ、総合課税への移行問題等についても見直しを検討すること。
4. 地方消費税の徴収については、納税義務者の事務負担等を勘案し、当分の間、国に徴収を委託することとしているが、地方税は本来地方団体が賦課徴収すべきものであることから、今後その在り方について検討すること。

5. 消費税率の引上げ及び地方消費税の創設に関する特徴として、特別地方消費税について、今後引き続き地方における自主財源の必要性を踏まえつつその在り方を総合的に検討すること。

右決議する。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第51号)

【要旨】

本法律案は、地方公務員共済年金について給付額の改善を行い、60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金を見直すとともに、遺族給付等について所要の改善を行うこと等により、地方公務員の老後保障等の充実及び地方公務員共済年金制度の長期的な安定等を図ろうとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1 60歳台前半において支給する退職共済年金の見直し

- (1) 60歳以上65歳未満の者に支給する退職共済年金について、その年金の額を報酬比例部分相当額とし、一般職員については平成13年度から25年度にかけて、特定の警察・消防職員については平成19年度から31年度にかけて、現行の仕組みから段階的に切り替えるものとする。
- (2) (1)の退職共済年金については、繰上げ支給の老齢基礎年金と併給できるものとする。
- (3) 3級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態にある者又は45年以上の組合員期間を有する者が組合員でない場合に支給する(1)の退職共済年金については、従来の65歳未満の退職共済年金の例によるものとする。
- (4) 65歳未満の退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している間は、退職共済年金の支給を停止するものとする。
(衆議院で施行期日を「平成10年4月1日」に修正)
- (5) 組合員である65歳未満の退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金を受けている間は、2の(7)の措置に加えて、その者の給与の月額の1割に相当する額の年金の支給を停止するものとする。
(衆議院で施行期日を「平成10年4月1日」に修正)

2 紹介の改定

- (1) 年金額の算定の基礎となる平均給料月額の計算について、各月の給料月額の再評価を行うものとする。
- (2) 65歳未満の者に支給する退職共済年金の定額部分の月単価、退職共済年金の配偶者及び子並びに障害共済年金の配偶者に係る加給年金の額等をそれぞれ引き上げるものとする。
- (3) 65歳未満の者に支給する退職共済年金の定額部分の額の計算に係る組合員期間の上限を432月若しくは444月に延長するものとする。
- (4) 退職共済年金の加給年金額の加算の対象となる子並びに遺族共済年金等の受給権者である子及び孫の範囲を18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者とするものとする。
- (5) 障害共済年金等について、受給権者の障害の程度が3級以上の障害等級に該当しなくなった場合は、3年を経過した後であっても65歳に達するまでの間は、受給権が消滅しないものとし、支給を停止するものとする。
- (6) 遺族共済年金及び退職共済年金の受給権を有する者は、退職共済年金の額の2分の1に相当する額及び遺族共済年金の額の3分の2に相当する額を併給できるものとする。
- (7) 退職共済年金等の受給権者が組合員である間においては、当該組合員の給与の月額及び退職共済年金等の額に応じて算定された額の退職共済年金等を支給するものとする。（衆議院で併給調整の対象となる額を「22万円」に修正）

3 短期給付に関する事項

給料月額の22分の1に相当する額をもって給料日額とするものとする。

4 その他

- (1) 長期給付に関し、期末手当等を算定基礎として特別掛金を徴収するものとする。
- (2) 掛金の標準となる給料の最高限度額（長期給付に限る。）を47万2,000円に、最低限度額を7万4,000円に、それぞれ引き上げるものとする。
- (3) 育児休業期間中の組合員について、組合員からの申出により掛金を徴収しないものとする。

(4) 組合員期間が6月以上ある外国人で、組合員期間等が25年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができるものとする。

5 施行期日等

施行期日は、公布の日（衆議院で「平成6年10月1日」を修正）とし、平成6年10月1日から適用する（2の(5)を除く。）。ただし、3、4の(2)は施行日の属する月の翌月の初日、1の(1)、(2)、(3)、2の(4)、(6)、(7)、4の(1)、(3)、(4)は平成7年4月1日、1の(4)、(5)は平成10年4月1日からそれぞれ施行する。